

○総務省告示第三百二十五号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十五年八月二十三日

総務大臣 新藤 義孝

第三項第二号中 「平成13年総務省告示第628号（人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件）」を「平成25年総務省告示第324号（人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率の測定方法及び人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件）」とし、「人体頭部」を「人体」に改める。